

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年 四月三十日

目次

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(地域振興課)

ページ

告 示

岐阜県告示第百四十四号の三

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成十五年岐阜県告示第百九十九号の二)の二第5条のちの二及び五を削る。

平成二十年四月三十日

岐阜県長 田 田 謙

第5条第5項中「地域経済活性化対策実施要綱(平成15年4月21日付け総行自第57号総務事務次官通知)に基づき選定された「地域経済活性化対策推進地域」又は「特定地域経済活性化対策推進地域」の下に「又は「地域再生計画認定地域」(内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。))を活用するために地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)」を加える。

附 則

- この要綱は、平成20年4月30日から施行し、改正後の岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の規定及び次項の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第4項	
「過疎地域」	「過疎地域」、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」、過疎地域自立促進特別措置法
30億円	33億円
45億円	48億円

第5条第5項		
30億円	33億円	
45億円	48億円	
「過疎地域」	「過疎地域」又は「特別豪雪地帯」	
37.5億円	41億円	
56億円	59億円	

平成二十年四月三十日印刷
平成二十年四月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))